

告示

埼玉県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人上尾整形外科	所在地	上尾市川二八九―四五	上尾市今泉四―二―一六
クローバー薬局	所在地	上尾市今泉二二―一九オフィスプラザ吉沢一〇一号	上尾市今泉四―八―一八オフィスプラザ吉沢一〇一号
西上尾薬局	所在地	上尾市老丁目四六一―一	上尾市老丁目北七―二〇
さくら薬局上尾上店	名称	たんぼぼ薬局	さくら薬局上尾上店
看護小規模多機能ふくしのまち上尾	所在地	上尾市老丁目四五―一	上尾市老丁目北一―〇―三
訪問看護ふくしのまち上尾	所在地	上尾市老丁目四五―一	上尾市老丁目北一―〇―三
本庄訪問看護ステーション	所在地	本庄市北堀七〇五―一一階	本庄市日の出三―七―二六

二 指定施術機関

清宮 忠		野口 竜也		福島 和人	山口 陵	氏 名
施術所		施術所		施術所	施術所	変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	名 称	名 称	
(施術所の追加)	(施術所の追加)	所沢市山口五二四 一―一―一〇八	つばき整骨院	福島 和人	カナオ治療院 所沢分院	変 更 前
久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ 第二ビル一〇二	訪問鍼灸マッサージ KEiROW久喜ス テーション	川越市中原町一― 一〇―四レックス川 越一階	小江戸川越つばさ整 骨院	友の和マッサージ院	所沢カナオ治療院	変 更 後